

令和6年度事業計画（案）

I. 事業方針

数年に渡って続いたコロナ禍によって、より進行した地域における「つながりの希薄化」の影響はとて大きく、以前のような人と人や地域社会のつながりを取り戻すには、まだ多くの時間を要するものと考えています。

こうした中、少子高齢化や核家族化を要因とする生活課題は、複雑化・複合化しており、これらの課題解決を図るためには、地域住民をはじめ、関係機関等とのより一層の連携と協働が必要と考えており、本会では、昨年度に引き続き、地域や関係機関との「つながり」と「連携強化」をキーワードに各種事業に取り組んでまいります。

地域福祉事業においては、いきいき広場や町内会等が開催する地域サロンの活性化を図るために、魅力あるサロンづくりを進めてまいります。

生活支援体制整備事業では、ケアマネジャーなどを対象に実施した高齢者支援の在り方についてのアンケート結果を集約し、生活支援体制整備事業推進協議会で、高齢者へ必要なサービスや事業などについて協議・検討してまいります。

権利擁護事業では、市民フォーラムを開催し、成年後見制度の啓発を行うほか、関係機関が権利擁護に関して共通認識のもとに利用者支援が図られるよう取り組むとともに、市が検討している成年後見制度利用促進に向けた体制の整備について協議してまいります。

低所得者支援では、コロナ禍に行われた特例貸付の債権管理業務と、生活困窮者へのきめ細やかな相談対応を継続してまいります。

本会全体の業務と求められる役割が増えており、効率的で有益な利用者支援・事業を展開できるよう、課題を整理し業務内容及び分担を見直しながら、法人運営を行ってまいります。

本年度も、各種事業をとおして、市民をはじめ、関係機関・団体等から信頼され、必要とされる社会福祉協議会を目指してまいります。

重点推進項目

1. 地域福祉事業の推進

生活支援コーディネーターを中心に介護予防・日常生活支援総合事業及びボランティア関係事業と連携した地域福祉活動を展開するとともに、人とのつながりや地域社会とのつながりを深めていく取り組みを行う。

2. 権利擁護事業の推進

成年後見支援センター機能を活かした、日常生活自立支援事業・金銭管理等支援事業及び法人後見事業の取り組みを行うとともに、関係機関との連携強化を図る。

II. 具体的事業の実施項目

1. 社会福祉事業の総合企画・推進

(1) 会務の運営

- 1) 会議の開催
 - ①正副会長会（年3回）
 - ②理事会（年3回）
 - ③評議員会（年2回）
 - ④各常設委員会
 - ア.企画財政委員会（年1回）
 - イ.地域福祉委員会（年1回）
 - ウ.ボランティア委員会（年1回）
 - エ.評議員選任・解任委員会（適宜）
- 2) 監査の実施
 - ①本会監事監査（年4回・四半期毎）
 - ②社会福祉法人指導監査【本年度実施年】

(2) 各関係機関との連絡調整並びに役職員の資質向上

- 1) 市内外の各関係会議・研修等への出席
〔別記；令和6年度主な会議・事業等一覧参照（P21～24）〕
- 2) 社協役員研修会の開催（年1回）
理事・監事・評議員への研修の実施
 - ①地域支え合い活動推進セミナーへの参加（空知地区事務所主催）

(3) 広報啓発活動

- 1) 広報紙「すながわ社協だより」の発行
 - ①広報紙発行：年3回（6月・10月・1月）
 - ②福祉年賀広告の募集、掲載
- 2) ホームページの運営・管理
- 3) 出前講座の実施
- 4) 各報道機関等との連携

(4) 顕彰の実施

- 1) 本会会長顕彰の実施
- 2) 北海道社会福祉協議会等への推薦候補者の進達

(5) 財政基盤の強化

- 1) 一般会員会費の協力依頼
- 2) 国、道及び市補助金の確保
- 3) 北海道社会福祉協議会等関係機関等の助成金の活用
- 4) 本会事業基金積立金の運用
 - ①第425回大阪府公募公債〔償還日；2027年10月29日〕
 - ②定期預金（新砂川農業協同組合）

- 5) 本会退職積立金の運用
 - ①中小企業退職金制度の活用
 - ②一般社団法人北海道民間共済社会福祉事業職員共済制度の活用
 - ③定期預金（新砂川農業協同組合・北海道銀行）
- 6) 共同募金助成金の確保（赤い羽根共同募金・地域歳末たすけあい募金）
- 7) 愛の小箱募金箱の設置
市内の店舗等の協力により募金箱を設置し、事業資金の確保を行う。

(6) その他

- 1) 役職員の活動等に対する保険の加入
- 2) 火災被災世帯への見舞金の交付（赤い羽根「災害見舞金」も併せて交付）
- 3) 北海道社会福祉協議会との「災害救援活動の支援に関する協定」に基づく活動
- 4) 福祉活動車両の管理運行
 - ①公用車の適正管理及び運行
- 5) 事務局業務の効率化の推進
 - ①経理事務効率化を図るため、インターネットバンクを活用
 - ②事務効率化のための財務等システムの活用
- 6) 事業推進に向けた事務局体制の検討 **【継続】**

2. 砂川総合福祉センターの管理・運営等

(1) 施設の適正管理

職員による定期巡回並びに冬期間の除雪及び雪庇落としなど必要な管理を行う。

(2) 総合福祉センターの解体について

解体にかかる費用に関して、国へ補助を申請しており、決定次第、解体に向けての諸手続きや準備を進める。

3. 地域福祉の推進

(1) 生活支援体制整備事業（市受託事業）

生活支援コーディネーターを配置し、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりや、地域の諸課題を解決するための関係機関とのネットワークづくりを行う。

- 1) ふれあい・いきいきサロン事業の推進
 - ①地域での新規サロン立ち上げへの取り組み
 - ②地域で取り組まれているサロン活動の推進・支援
 - ③魅力あるサロンづくりへの取り組み
- 2) ふまねっと運動の地域開催
歩行機能や認知機能の維持改善並びに仲間づくりや生きがいづくりという社会的効果もある「ふまねっと運動」を地域サロンや老人クラブなどで実施。
- 3) 専門職との連携による支えあい活動の検討 **【新規】**
市内ケアマネジャー等を実施したアンケートを取りまとめ、必要なサービスや高齢者支援の在り方について検討を行う。
- 4) 生活支援体制整備事業推進協議会の開催（適宜）

5) 「協議体」との情報共有・連携

(2) 砂川市小地域ネットワーク活動推進事業

- 1) 町内会福祉部設置町内会への活動助成金を交付 (77 町内会)
〔助成額；町内会基準額 9,000 円、世帯割 1 戸 100 円〕
- 2) 町内会福祉活動研修会の開催〔砂川市町内会連合会共催事業〕
- 3) 町内会福祉部活動報告書の作成・配付
- 4) 町内会の会議等における活動支援・情報提供
- 5) 町内会福祉活動相談支援

(3) ふれあい・いきいきサロン「いきいき広場」事業〔総合事業；通所型Bサービス対応〕

高齢者の健康づくりや閉じこもり予防等を目的に、砂川市いきいき運動推進員等のボランティアの協力により、介護予防運動やレクリエーションを実施。

- 1) いきいき広場の開催〔NPO 法人ゆう共催事業〕
 - ・開催日 毎月 5 と 0 の付く日 (土日祝日・年末年始、お盆は除く)
 - ・対象者 市内居住の 65 歳以上
 - ・場 所 砂川市地域交流センターゆう
- 2) 「いきいき広場」ボランティア交流会の開催 (毎月)
- 3) ふれあいセンター、いきいき運動推進員及びNPO法人ゆう等関係機関・団体との連携
- 4) ふまねっと運動の推進
歩行機能や認知機能の改善に効果がある「ふまねっと運動」の推進を図る。

(4) 高齢者情報提供事業

市・町内会・社協が協働で地域における見守り・支え合い活動や高齢者福祉活動を推進するため、市から提供される 65 歳以上の方の情報 (名簿) を町内会等への提供を行う。

(5) 社協出前講座の実施

町内会をはじめ各種団体等の依頼により、職員を派遣し、社協事業や福祉全般等の講座を行う。

- 1) 講座メニュー分類
地域福祉、ボランティア、権利擁護、本会が取り組む福祉事業全般

(6) 地域活動団体支援

- 1) 砂川市町内会連合会への支援内容の検討及び助成
- 2) その他団体への支援

4. 在宅福祉の推進

(1) 砂川市紙オムツ利用券交付事業 (市受託事業)

在宅で介護を受けている寝たきり・認知症高齢者等で、常時紙オムツを使用して

いる方に、市内指定業者(12 店舗)から 1 割負担で紙オムツ等を購入できる利用券を交付。

- ・年間支給限度額：60,000 円（月 5,000 円上限）
- ・利用券の交付（支給開始月から 3 月までの券を一括交付）
〔利用者負担金；交付枚数×500 円〕

5. 高齢者福祉の推進

(1) 第 48 回高齢者芸能交流大会の開催〔砂川市老人クラブ連合会共催事業〕

老人クラブ会員の生きがいと市内高齢者の交流を図ることを目的に開催する。

(2) 高齢者団体等への支援

- 1) 砂川市老人クラブ連合会への支援内容の検討及び助成
- 2) 砂川市認知症を抱える家族の会「ひだまりの会」及び砂川市遺族会への支援・助成
- 3) その他団体への支援

6. 介護保険関連事業の推進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

住民主体の生活支援サービスを実施するとともに、担い手となるボランティアの発掘・養成を行う。

1) 訪問型 B サービス

「すながわ市民ふれあいサービス事業」を総合事業に位置付け、要支援認定者等へサービスを提供。

2) 通所型 B サービス

ふれあい・いきいきサロン「いきいき広場」を総合事業に位置付け、要支援認定者等へサービスを提供。

3) 総合事業ボランティア登録者及び市民向け研修会の開催

① 「健康寿命ささえ愛」講座の開催

サロン参加者増を図るため、フレイル予防をテーマとした講座を地域で開催。

② 「ささえ愛ボランティア」養成講座の開催

訪問型・通所型 B サービスの担い手となるボランティアの発掘・養成を目的として開催。

(2) 生活支援体制整備事業<再掲>

生活支援コーディネーターを配置し、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりや、地域の諸課題を解決するための関係機関とのネットワークづくりを行う。

(再掲のため、事業内容等は省略)

7. 権利擁護事業の推進

(1) 砂川市成年後見支援センター事業（市受託事業）

高齢や障がい等により判断能力や意思能力が不十分な方の権利を擁護することを目的に、市から成年後見支援センター業務を受託し、成年後見制度に関する各種相談

支援、啓発及び市民後見人の養成・支援等を行う。

- 1) 総合相談・利用支援
 - ①権利擁護に関する総合相談
 - ②成年後見制度に関する相談及び申立て・利用支援
 - ③市長申立てに関する手続き支援
- 2) 広報及び啓発活動
 - ①成年後見センターパンフレットの配布・活用
 - ②市民に身近な課題として捉えてもらうことを目的とした市民フォーラムの開催【新規】
- 3) 市民後見人の養成
 - ①市民後見人養成講座修了者フォローアップ研修会の開催（年2回）
 - ②市民後見人養成講座修了者座談会の開催（年2回）
 - ③市民後見人候補者の登録、受任調整及び市民後見人等への活動支援
- 4) 関係機関・団体との連携及び調整
 - ①「同意」や「保証」に関する取り組み【継続】

医療や介護現場で課題となっている「同意」「保証」に関する理解を深め、共通認識のもとに利用者支援が円滑に進められる体制整備を検討する。
- 5) 運営委員会及び受任調整会議の開催
 - ①運営委員会の開催（年3回）

※ センター事業及び運営に関する事項等についての審議機関として設置
 - ②受任調整会議の開催（必要時）

※ 市民後見人候補者の登録及び家庭裁判所への市民後見人の推薦等についての審議機関として設置
- 6) 成年後見制度利用促進に向けた体制整備【継続】

市で検討している権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築と、その中核となる機関整備について、引き続き協議する。

(2) 日常生活自立支援事業（道社協一部受託事業）

高齢や障がい等により、日常生活上の判断に不安を感じている在宅で生活されている方へ、福祉サービス等の適切な利用援助や日常の金銭管理を実施する。

- 1) 相談及び調査
- 2) 利用契約の締結後の生活支援計画等の作成
- 3) 生活支援員の登録
- 4) 道社協並びに関係機関との連絡調整
- 5) 砂川市生活支援員連絡会議の開催

(3) 金銭管理等支援事業

日常生活自立支援事業の利用対象外となっている施設入所者・長期入院者等へ、日常生活自立支援事業と同様のサービスを実施する。

(4) 法人後見事業

高齢や障がい等により判断能力が不十分な方の生活や財産を守るため、本会が成

年後見人等に就任し、身上保護及び財産管理を行う。

- 1) 成年後見（保佐・補助）の受任及び実務
- 2) 家庭裁判所との連絡調整及び報告事務
- 3) 受任調整会議の開催（適宜）
- 4) 後見支援員の登録及び支援

(5) その他

砂川市高齢者及び障害者虐待防止連絡協議会、虐待防止支援チーム会議へ参画する。

8. 低所得者福祉の推進

(1) 生活困窮相談の受付

生活に困っている方の相談を受け、必要に応じて本会で取り扱っている各種資金の借入申請手続きを行うほか、関係機関等を紹介し、相談者の必要な支援につなげる。

(2) 生活福祉資金貸付事業（道社協一部事務受託事業）

北海道社会福祉協議会から生活福祉資金貸付事業の一部事務を受託し、低所得者、高齢者、障がい者等の自立支援のための各種資金の相談・申請・償還指導を行う。

1) 各種資金の貸付及び債務管理

- 生活福祉資金（福祉資金、教育支援資金、総合支援資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金、不動産担保型生活資金）
- 特別生活資金

2) 特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）の債権管理と生活困窮者への相談対応

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、借入を行った世帯への継続的な相談対応と債権管理に限らず、社協の様々な事業の場面において生活福祉資金の潜在ニーズの把握ときめ細やかな対応を行う。

3) 生活福祉資金貸付調査委員会の開催（適宜）

4) 民生児童委員及び市保護係等関係部署、関係機関との連携

(3) 生活資金貸付事業

他制度が利用できず緊急を要する世帯に、生活一時支援金として貸付を行う。

- 1) 資金の相談・貸付・償還指導（貸付限度額：3万円）
- 2) 生活福祉資金貸付調査委員会の開催（必要時）
- 3) 民生児童委員、市保護係等及び関係機関との連携

(4) 年末見舞金贈呈事業〔民生児童委員協議会並びに砂川市の協力により実施〕

砂川市共同募金委員会が行う「地域歳末たすけあい募金」の助成金を活用し、市内の準要保護世帯へ見舞金の贈呈を行う。（12月）

9. ボランティア活動の振興

(1) 砂川市ボランティアセンターの設置・運営

ボランティア活動の振興のため、砂川市ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の推進を図る。

- 1) ボランティアコーディネーターの配置
- 2) ボランティア活動相談の受付、活動需給調整
- 3) 愛の小箱募金箱の設置<再掲>市内の店舗等に募金箱を設置
- 4) ボランティア活動情報の提供
 - ①ボランティア団体への各種情報誌等の送付

(2) 福祉活動関係保険の取り扱い

全国社会福祉協議会の各種福祉関係保険の取り扱いを行う。

- ◎保険種類；ボランティア活動保険、ボランティア行幸用保険、在宅福祉サービス総合補償、送迎サービス補償、社協の保険

(3) 「福祉の学習」の推進

- 1) 学童・生徒のボランティア活動普及事業
 - ①事業指定協力校活動支援・助成（市内小中高校全校）
 - ②総合学習への協力及び学校との連携
- 2) 学生ボランティア体験研修会「すながわWAI・WAIキャンプ」の開催
高校生を対象としたボランティア体験学習の実施。（年1回；夏2日間）
- 3) 教育委員会等関係機関・団体との連携

(4) 住民参加型在宅福祉サービス〔総合事業；訪問型Bサービス対応〕

在宅で生活する高齢者等へ各種支援を提供する「砂川市民ふれあいサービス事業」を実施する。

- 1) サービス内容
 - ①買い物や掃除を行う家事支援
 - ②通院や買い物などへ同行する外出支援
 - ③話し相手やちょっとしたお手伝いなどの支援
- 2) 提供会員の発掘・育成
 - ①提供会員研修会の開催
利用会員へより良いサービスが提供できることと、会員の発掘と養成を図るために、一般市民向けと実践者向けの研修会を開催する。
 - ②各種研修会等の情報提供
 - ③社協だより等への会員募集記事の掲載
- 3) 提供会員の活動支援
- 4) 利用会員の調査・登録及び利用券の販売
- 5) 利用会員と提供会員とのサービス利用調整及び関係機関との連絡調整

(5) 愛情銀行事業

市民より預託された物品の有効活用を図る。

- 1) 受付物品（使用済み切手・プリペイドカード、書き損じハガキ、ベルマークリングプル等）
- 2) 収集体等への払出

(6) ボランティア活動器材等貸出事業

各種活動器材の貸出を行う。

- 1) 車椅子（6台）
- 2) 高齢者疑似体験セット（4セット）
- 3) レクリエーション用品

(7) ボランティア育成・援助事業

- 1) 市民ボランティア講座の開催
ボランティアの発掘と養成を目的に講座を開催する。
- 2) ボランティア団体への支援
 - ①砂川市ボランティア連絡会への支援
 - ②砂川手話の会への支援・助成
 - ③その他、ボランティア団体活動への支援
- 3) 各種研修会等の情報提供

(8) 除雪ボランティア活動

高齢者・障がい者世帯を対象に、ボランティア団体等の協力にて除雪を実施。

- 1) 除雪ボランティア連絡会議の開催
- 2) 除雪ボランティア活動団体との連絡調整
- 3) 民生児童委員との連絡調整（利用世帯調査協力依頼）
- 4) 対象世帯の把握並びに調査、除雪の実施

(9) 災害支援に関する活動

- 1) 災害ボランティアセンターの設置・運営
本市において大規模災害が発生した場合、必要に応じて砂川市と締結している「砂川市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定」に基づき、災害ボランティアセンターを設置し、「災害ボランティアセンター運営マニュアル」（平成31年3月1日策定）に基づき、ボランティアの受け入れ等の災害支援を行う。

○各種協定の締結状況

- ①砂川市との協定〔令和元年12月24日締結〕
「災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定」
 - ・市との協議において設置する災害ボランティアセンターの運営
- ②砂川ライオンズクラブとの協定〔令和5年4月14日締結〕
「自然災害発生時における災害ボランティアセンター支援に関する協定」
 - ・車両や資機材、物的・人的支援の提供等
- ③砂川青年会議所との協定〔令和5年11月7日締結〕

「災害時等における協力体制に関する協定」

- ・被災者への支援・物資供給、災害ボランティアセンター運営資機材・人材の提供等

④北海道社会福祉協議会との協定〔平成30年4月10日締結〕

「北海道救援活動の支援に関する協定」

- ・道内で発生した災害に対し、道社協の要請に基づき、本会で可能な支援を行う。

10. 障がい者福祉の推進

(1) 障がい者団体等への支援

- 1) 砂川身体障害者福祉協会への助成
- 2) 砂川地区ことばを育てる親の会への助成
- 3) 砂川市手をつなぐ育成会への助成
- 4) 砂川希望父母の会への助成
- 5) その他団体への支援

(2) 障がい者支援事業の実施

- 1) 生活福祉資金貸付事業<再掲>
- 2) 権利擁護に関する事業<再掲>
 - ①成年後見制度に関する相談等支援
 - ②日常生活自立支援事業
 - ③金銭管理等支援事業
 - ④法人後見事業

11. 児童・青少年等福祉の推進

(1) 児童福祉団体等への支援

- 1) 砂川地区保護司会（砂川地区更生保護サポートセンター）への支援
- 2) 砂川地区保護司会砂川分区への支援・助成
- 3) 砂川更生保護女性会への支援・助成
- 4) 空知双葉里親会への助成
- 5) 砂川市青少年指導センターへの推進協力員の推薦
- 6) その他団体への支援

12. 共同募金運動の推進

(1) 砂川市共同募金委員会事業への協力

- 1) 砂川市共同募金委員会事務事業への全面協力・支援
 - ①社協全職員への共募事務局員委嘱
 - ②会務の運営
 - ③赤い羽根共同募金運動の実施
 - ④地域歳末たすけあい募金運動の実施
 - ⑤災害たすけあい募金の取り扱い
 - ⑥赤い羽根「災害見舞金」の交付<再掲>

- 2) 社協役員の街頭募金・法人募金への参加協力

1 3. 総合相談の実施

(1) 砂川市心配ごと相談所の設置・運営

市民の抱える諸問題の相談に応じ、適切な助言、援助を行う総合相談窓口として、砂川市心配ごと相談所を設置・運営。

- 1) 社協職員が相談員として対応
- 2) 定例相談所の開設及び相談の対応
 - ◎開設日時 毎週水曜日午後 1 時～ 3 時（祝日・年末年始を除く）
 - ◎開設場所 砂川市公民館 社協事務室併設ボランティア室

1 4. その他社会福祉事業の推進

(1) 生活簡素化運動

- 1) 門松カードの発行（砂川市共同事業）
 - 年始用門松カードを発行し全世帯へ配付。

(2) 遺家族等への支援

- 1) 砂川市遺族会への支援・助成
- 2) 砂川市戦没者・殉職者慰霊祭実行委員会組織への参画